

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 8 月 14 日
株式会社 AlbaLink
代表取締役 河田 憲二
取締役 CFO 仲川 周
TEL：03-6458-8161
URL：https://albalink.co.jp/

問合せ先：

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元には、コーポレート・ガバナンスの充実、強化が重要な経営課題と認識しております。この為、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展に伴う企業価値の向上を第一に考えた事業運営を行っていく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
河田 憲二	1,568,200	77.13
内木場 隼	370,000	18.20
井口 亮	21,500	1.06
上総 尚吾	20,500	1.01
行田 耕介	20,000	0.98
仲川周	9,700	0.48
大友裕樹	2,200	0.11
小野瀬 晃祐	2,200	0.11
原正行	2,200	0.11
原裕太郎	2,200	0.11
鈴木洋輝	2,200	0.11
石田 遼介	2,200	0.11

支配株主名	河田 憲二
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引等を行うことを決定するに当たっては、取締役会において取引内容、取引条件及び取引の妥当性について十分に審議したうえで、取引の可否を決定することにより、その取引が少数

株主の権利を害することのないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
洲崎 智広	他の会社の出身者											
小野 晃嗣	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
洲崎 智広	—	—	豊富な企業経営の知見や経験等を活かし、当社の業務執行や経営管理体制に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待して選任しております。
小野 晃嗣	—	—	監査法人での会計監査業務での経験を経て、複数の企業で取締役 CFO 等を務め、財務・経営管理に関する高い専門性を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営監督およびガバナンス強化に貢献いただけると判断し選任しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査役と連携して、内部監査を実施しております。また内部監査従事者は監査役及び監査法人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実に努めております。 なお、当社は新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野口 剛	公認会計士													
竹澤 大格	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口 剛	—	—	公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識に基づき、当社の監査において客観的な立場からその職務を適切に遂行いただくことを期待して選任しております。
竹澤 大格	—	—	弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業法務に関する実務経験が長く企業法務部門への駐在経験を備えていることから、かかる知見及び経験に基づく当社に対する適切な監査・監督を期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社役員及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会決議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会議案書の送付を取締役会開催 3 日前とし、社外取締役及び社外監査役に議案内容の理解を十分にいただき、取締役の職務執行及び監査役監査が効率的かつ効果的に行われることを確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会) 当社の取締役会は5名(うち2名は社外取締役)で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催しております。取締役会は法令及び定款に則り、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。また、取締役会には監査役が原則毎回出席し、監査役は、取締役会への出席を通じて取締役の業務執行を監視しており、必要に応じて適宜意見を述べております。 (監査役会) 当社の監査役会は、監査役3名(うち2名は社外監査役)で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、適宜意見を述べております。 (内部監査) 当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査役と連携して、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、全社を対象に全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の実効性の向上に努めております。内部監査の結果報告については、代表取締役社長に報告され、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また内部監査従事者は監査役及び監査法人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実にも努めております。 (会計監査) 当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関す

る有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2024 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は佐野明彦氏、杉本淳氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 4 名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由と致しましては、事業内容及び企業規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮できるという観点から、上記の様な体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経理部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	現時点では実施しておりませんが、ステークホルダーに対する各種施策の策定を今後の検討課題とする予定であります。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの内部統制システムに関する基本方針を次のとおりと定める。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備、運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備、運用に努める。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役および使用人が法令および定款に適合する職務を遂行するため、行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

内部監査は、代表取締役の指名を受け指名された監査担当者により計画的に実施するものとする。

(2) 法令、定款および社会規範を遵守するために、就業規則に服務規律を制定し、全社に周知・徹底する。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。

(4) 当社は、使用人が法令、定款および社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度を内部通報規程内に制定するとともに、内部通報窓口を設ける。

(5) 取締役会は、取締役規程に基づき、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令、定款、取締役会決議およびその他社内規程に従い職務を執行する。更に、内部環境および外部環境の重要な変更があった場合に

は、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

(6) 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査担当者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令、定款および社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令、定款および社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令および文書管理規程などに基づき、文章または電磁的媒体に記録し、適切に保管および管理を行う。

(2) 取締役および監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク・コンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価、管理体制を構築する。

(2) リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防、軽減体制の強化を図る。

(3) 危機発生時には、対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(4) 監査役および内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(5) 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(6) 取締役会およびリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、担当部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(2) 内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役および上長などの指揮、命令は受けないものとする。

(2) 当該使用人の人事異動および考課については、監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(2) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告する。

(3) 取締役および使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 監査役は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査役は、代表取締役および内部監査担当者と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(3) 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社に費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。

(2) 当社は、反社会的勢力に対して、管理部門管掌役員もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

11. 財務報告に係る内部統制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会に報告する。

(2) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

12. ITへの対応

(1) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITへの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。

(2) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係る内部統制の整備方針を決定する。

(3) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。

(4) 経営者は、ITに係る全般統制およびITに係る業務処理統制に係るマニュアル、規程を整備するよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力等排除規程を制定し、反社会的勢力等の調査実施要領に従い取引先が反社会的勢力等でないことのチェックを行っております。

また、当社が締結する契約書すべてに、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の条項が入っております。

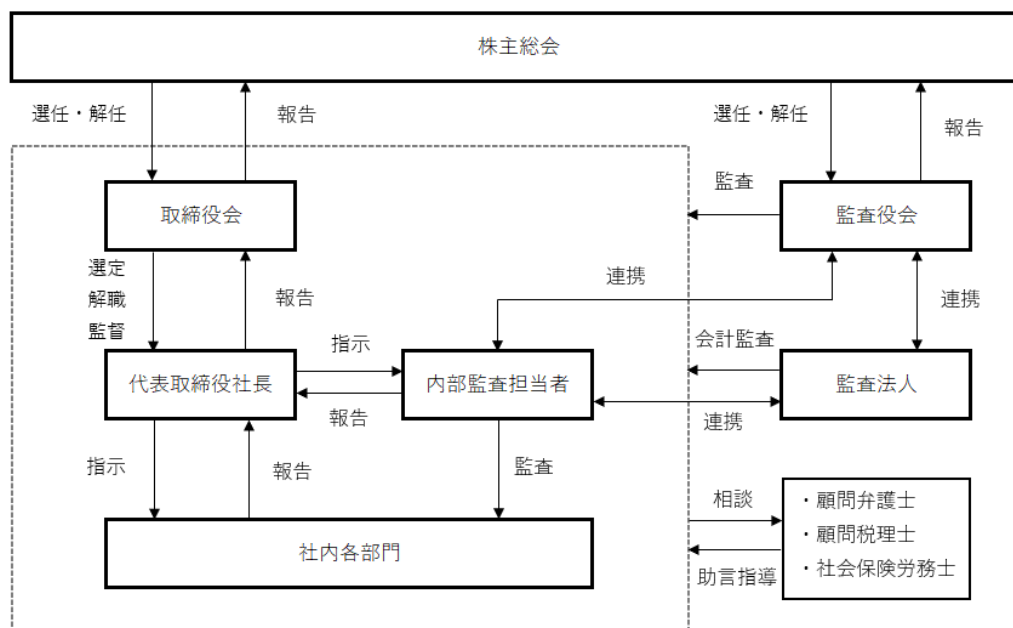
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

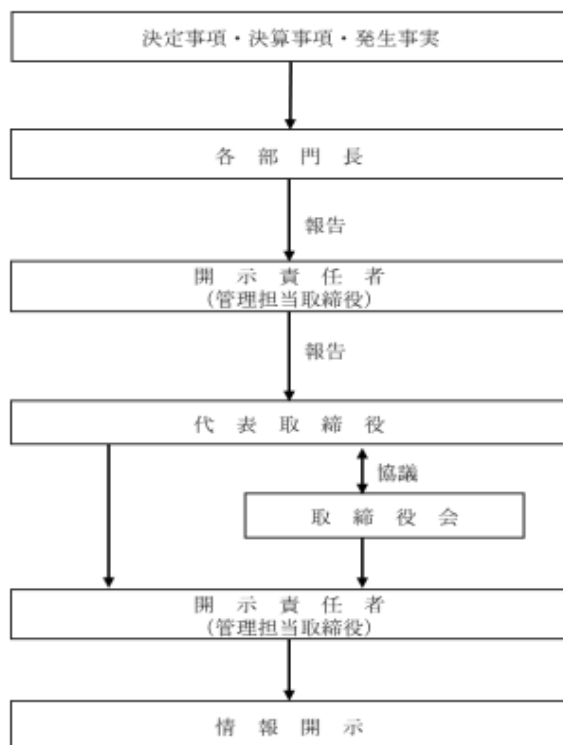
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上